

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川下流総合管理所長 谷本 修
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 吉野川下流域用水自家用電気工作物保守業務(オープンカウンタ方式による)
2 業 務 場 所 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250-22 吉野川下流総合管理所 外3箇所
3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月17日まで
4 内 容 等 本業務は、設備の正常な機能維持を図るための点検を実施する業務である。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「設備の保守・点検管理」の認定を受けており、営業品目の「電気設備」に登録されている者。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限りします。
- 2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送による。(※FAX番号及びメールアドレスは4)に記載)
- 3) 見 積 書 提出期限 令和7年9月18日 12:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 総務課
FAX番号 088-624-7743 電子メール nyukei_yoshikaryuu@water.go.jp
- 5) 担 当 者 総務課 黒田
- 6) 質 問 書 提出期限 令和7年9月12日 12:00 まで
- 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和7年9月25日12時までとします。
- 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 6 契 約 書 等 別紙請書案により、請書を作成するものとします。
- 7 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

FAX 送信先 088-624-7743

メール送信先 nyukei_yoshikaryuu@water.go.jp

担当：独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 総務課あて

※ 見積徴取に参加される方は、必ず本書を送付してください。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川下流総合管理所長 谷本 修 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年9月4日に交付された「吉野川下流域用水自家用電気工作物保守業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

FAX番号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

請 書（案）

- 1 件 名 吉野川下流域用水自家用電気工作物保守業務
- 2 場 所 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250-22
独立行政法人水資源機構吉野川下流総合管理所 外3箇所
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 3 月 17 日
- 4 請負代金額 ￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ）

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川下流総合管理所長 谷本 修 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔徳島〕簡易裁判所又は〔徳島〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

吉野川下流域用水自家用電気工作物保守業務

仕 様 書

令和 7 年 9 月

独立行政法人水資源機構
吉野川下流総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構吉野川下流総合管理所（以下「機構」という。）が施行する別に定める吉野川下流域用水自家用電気工作物保守業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務場所

徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本 250-22 吉野川下流総合管理所 外3箇所
なお、上記の全ての箇所は、別表-1に示すとおりとする。

第3節 業務の内容

本業務は、吉野川下流域用水の各施設に設置した自家用電気工作物等の障害を未然に防止し、設備の正常な機能維持を図るための点検を実施する業務である。

第4節 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月17日までとする。

第5節 業務数量

本業務の業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

第6節 業務管理責任者

受注者は、業務の管理及び統括を行う業務管理責任者を定めて、点検計画の立案、担当職員との協議、打合せ等にあたるものとする。

第7節 電子メールの使用

受発注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、電子メール等を活用するものとし、添付文書等の送受により各種提出・協議・指示・承諾等が行えるものとする。

第8節 履行設備の運用停止

本業務の履行にあたって、履行設備の運用を一時停止する必要がある場合には、事前に担当職員と協議し、その指示に従うものとする。

第9節 施設の使用

受注者は、業務の履行に伴い、施設運用及び第三者へ影響を与える恐れのある設備の運転・操作を必要とする場合は、事前に担当職員の下承を受けるものとする。

第10節 疑 義

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 業 務

第1節 履行設備

1. 履行設備は、別表－2のとおりとする。
2. 業務場所、履行設備の増減があった場合は、設計変更（契約変更）の対象とする。

第2節 業務計画等

1. 受注者は、点検の実施に先立ち、点検手法、工程、体制等の各種作業計画の立案及び実施手順書の作成を行うものとする。
2. 実施手順書を作成する対象設備は、別表－3のとおりとする。

第3節 総合点検及び個別点検

1. 総合点検及び個別点検の点検内容及び点検周期は、別表－2のとおりとする。
2. 総合点検及び個別点検は、「電気通信設備点検基準」（水資源機構ホームページ掲載：<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/techinfo/kijyun.html>）に基づき実施するものとする。
なお、12ヶ月点検には点検基準に示す点検周期が6ヶ月以下の項目を含むものとし、別表－2に示す除外項目は対象外とする。
3. 総合点検及び個別点検の実施日については担当職員と打ち合わせるものとする。

第4節 臨時点検及び修理

1. 担当職員は、臨時の点検、障害の調査・復旧作業、器具・消耗品の交換等（予防保全を含む）を行うための臨時点検または修理を指示することができるものとする。
2. 臨時点検及び修理は、業務場所、履行回数、構成人数、作業時間、使用材料または修理内容等の実態により、設計変更（契約変更）の対象とする。

第5節 技術的所見のとりまとめ

1. それぞれの設備毎のデータ等を判定基準値及び過去のデータと比較し、機器の状態や機能の変化傾向について分析・解析を行い、技術的所見にとりまとめるものとする。
2. 技術的所見を求める設備は、別表－4のとおりとする。

第6節 成果物

1. 成果物は、点検結果による所見、記録・データ、現場写真等を報告書としてとりまとめたものとする。
2. 成果物は紙媒体とし、提出部数は1部とする。

番号	施 設 名	所 在 地	施設区分
1	吉野川下流総合管理所	徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250－22	吉野川下流総合管理所
2	柿原取水口	徳島県阿波市吉野町柿原小島	〃
3	旧吉野川揚水機場	徳島県板野郡板野町西中富大上防50	〃
4	第十取水口	徳島県板野郡上板町第十新田	〃

施設名	設備名	構成機器及び装置	規 格 等	数 量			単位	点検周期			電気通信設備点検基準	
				当初				3	6	12	適用	除外（点検）項目
吉野川下流総合管理所	電源設備	電源設備	総合点検	1			箇所			○	総合 17-1	No.2(計測), 3, 4, 5
		自家用電気設備環境点検		1			箇所			○	個別 30-1	No.1, 2
	低圧設備	電灯動力盤	LM-1盤(庁舎1階・所長室) LM-1盤(避雷器盤) (")	2			面			○	個別 33-1	—
		分電盤	LM-1内増設盤(庁舎1階・所長室) L-1-1分電盤(庁舎1階・ロビー) L-2-1分電盤(庁舎2階・廊下) 電灯盤(車庫棟・倉庫棟) 電灯動力盤(倉庫棟)	5			面			○	個別 33-4	—
		ハンドホール等	ハンドホール	6			個			○	個別 33-5	—
	負荷設備	照明負荷	駐車場×5本	5			台			○	個別 35-3	—

施設名	設備名	構成機器及び装置	規 格 等	数 量			単位	点検周期			電気通信設備点検基準	
				当初				3	6	12	適用	除外（点検）項目
柿原取水口	電源設備	電源設備	総合点検	1			箇所			○	総合 17-1	No.4, 5 (直流電源)
		自家用電気設備環境点検		1			箇所			○	個別 30-1	No.1
	低圧設備	引込開閉器盤		1			面			○	個別 33-4	－
		電源切替盤		1			面			○	個別 33-1	－
		分電盤		1			台			○	個別 33-4	－
		ハンドホール等	ハンドホール	2			個			○	個別 33-5	－
	発動発電設備	ディーゼル(原動機)	搭載型	1			台			○	個別 37-1	No.2 (燃料移送ポンプ)
		ディーゼル(発電機)	7.5kVA ブラシレス	1			台			○	個別 37-2	－
		ディーゼル(直流電源盤)	搭載型 MSE/HSE 以外	1			台			○	個別 37-3	No.1 (内部抵抗)
		ディーゼル(煙道、消音器)		1			台			○	個別 37-4	－
		ディーゼル(発電機盤)	搭載型	1			台			○	個別 37-5	－
	負荷設備	照明負荷	投光器200W × 3 台	3			台			○	個別 35-3	－

施設名	設備名	構成機器及び装置	規 格 等	数 量			単位	点検周期			電気通信設備点検基準	
				当初				3	6	12	適用	除外（点検）項目
旧吉野川揚水機場	電源設備	電源設備	総合点検	1			箇所			○	総合 17-1	No.3(発動発電機), 5
		環境点検	受変電設備建屋	1			局			○	個別 41-2	—
	受変電設備	自家用電気設備環境点検		1			式			○	個別 30-1	No.1, 2
		継電器（静止形）	引込受電盤 過電流継電器	2			台			○	個別 30-2	No.2, 3, 4, 5, 6
		継電器（静止形）	引込柱 地絡方向継電器	1			台			○	個別 30-3	No.1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10
		継電器（静止形）	引込受電盤 不足電圧継電器	1			台			○	個別 30-3	No.1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10
		継電器（静止形）	変圧器盤 漏電リレー	1			台			○	個別 30-3	No.1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 9, 10
		閉鎖型受変電設備	引込受電盤, 変圧器盤：計 2 面 モールド変圧器：計 1 台	1			施設			○	個別 30-5	No. 1 (油入遮断器, 油入変圧器)
		(断路器)	(引込受電盤 7. 2kV, 400A)	(1)			(台)			(○)	(個別) (32-1)	—
		(真空遮断器)	(引込受電盤 7. 2kV, 600A)	(1)			(台)			(○)	(個別) (32-3)	※印の項目
		(モールド変圧器)	(変圧器盤 3 φ, 6600/440V, 750kVA)	(1)			(台)			(○)	(個別) (32-5)	—
		(計器用変成器)	(引込受電盤 VT×2)	(2)			(台)			(○)	(個別) (32-6)	—
		(避雷器)	(8. 4kV, 5kA)	(1)			(台)			(○)	(個別) (32-7)	※印の項目
		(電力用コンデンサ)	(変圧器盤 38. 3kvar)	(1)			(台)			(○)	(個別) (32-9)	—
		(開閉器)	(励磁突入制御装置)	(1)			(台)			(○)	(個別) (32-11)	—
		(母線)	(引込受電盤)	(1)			(台)			(○)	(個別) (32-12)	※印の項目
		(引込柱)	(コンクリート柱)	(1)			(箇所)			(○)	(個別) (32-13)	—
		(区分開閉器)	(PAS, 7. 2kV, 300A, 12. 5kA)	(1)			(台)			(○)	(個別) (32-14)	—
		(電線・支持物)		(1)			(個)			(○)	(個別) (32-15)	—
		(ケーブル)	(引込線)	(1)			(系統)			(○)	(個別) (32-16)	—

施設名	設備名	構成機器及び装置	規 格 等	数 量			単位	点検周期			電気通信設備点検基準	
				当初				3	6	12	適用	除外（点検）項目
旧吉野川揚水機場	低圧設備	引込開閉器盤		1			面			○	個別 33-4	—
		電灯受電盤		1			面			○	個別 33-1	—
		分電盤	建築分電盤	1			面			○	個別 33-4	—
		ハンドホール等	ハンドホール	6			個			○	個別 33-5	—
	負荷設備	照明負荷	北門扉×1本 南門扉×1本	2			台			○	個別 35-3	—
第十取水口	電源設備	電源設備	総合点検	1			箇所			○	総合 17-1	No.2(計測), 3(発電機), 4, 5
	低圧設備	引込開閉器盤		1			面			○	個別 33-4	—
		配電盤		1			台			○	個別 33-1	—
		ハンドホール等	ハンドホール	1			個			○	個別 33-5	—

施設名	設備名	数量	単位	備考
吉野川下流総合管理所	電源設備	1	設備	新規に実施手順書を作成
柿原取水口	電源設備	1	設備	新規に実施手順書を作成
旧吉野川揚水機場	電源設備	1	設備	新規に実施手順書を作成
第十取水口	電源設備	1	設備	新規に実施手順書を作成

施設名	設備名	数量	単位	備考
吉野川下流総合管理所	低圧設備	1	設備	
柿原取水口	低圧設備	1	設備	
	予備発電設備	1	設備	
旧吉野川揚水機場	高圧設備	1	設備	
	低圧設備	1	設備	
第十取水口	低圧設備	1	設備	

業 務 数 量 総 括 表

業 務 名 吉野川下流域用水自家用電気工作物保守業務

独立行政法人 水資源機構
吉野川下流総合管理所

業務数量総括表

業務名	吉野川下流域用水自家用電気工作物保守業務 (当 初)					事業区分	電気通信施設保守
						業務区分	保守業務
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
保守業務		式		1			
直接費		式		1			
労務費		式		1			
総合・個別点検(12ヶ月点検)		回		1			
業務計画		式		1			
技術的所見取り纏め		式		1			
直接経費		式		1			
旅費交通費 (率を用いた積算)		式		1			
安全費		式		1			
技術管理費		式		1			
技術管理費		式		1			

業務数量総括表

業務名	吉野川下流域用水自家用電気工作物保守業務				（ 当 初 ）		事業区分	電気通信施設保守
							業務区分	保守業務
費目・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
諸経費			式		1			
諸経費			式		1			
業務価格			式		1			
消費税相当額			式		1			
業務費計			式		1			